

兵庫県公立大学法人役員退職手当規程

(趣旨)

第1条 この規程は、兵庫県公立大学法人の理事長、副理事長、理事及び監事(以下「役員」という。)の退職手当の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(退職手当の支給)

第2条 退職手当は、役員が退職した場合にその者(死亡による退職の場合には、その遺族)に支給する。ただし、役員が地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第17条第2項(第1号を除く。)又は同条第3項の規定により解任されたときは、退職手当は支給しない。

2 退職手当は、法令に基づき控除すべき金額がある場合には、支給すべき退職手当の金額からその金額を控除して支払う。

3 退職手当は、その支給を受けるべき者の指定する預貯金口座に振り込むことにより支給するものとする。

4 退職手当は、役員が退職した日から起算して1月以内に支払うものとする。ただし、死亡により退職した者に対する退職手当の支給を受けるべき者を確知することができない場合その他特別の事情がある場合は、この限りでない。

(退職手当の額)

第3条 退職手当の額は、兵庫県公立大学法人教職員退職手当規程(平成25年法人規程第47号。以下「教職員退職手当規程」という。)の適用を受ける教職員(以下「教職員」という。)の例による。この場合において、教職員退職手当規程第5条中「退職手当の基本額に、第14条の規定により計算した退職手当の調整額を加えて得た額とする。」とあるのは、「退職手当の基本額に相当する額とする。」と読み替えるものとする。

(在職期間等の計算)

第4条 退職手当の算定の基礎となる在職期間及び異なる役職ごとの在職期間の計算は、役員に任命された日から起算して暦に従って計算するものとし、1年未満の端数が生じた場合は、教職員の例により計算する。

(再任等の場合の取扱い)

第5条 役員が任期満了の日又はその翌日において再び同一の役職の役員に任命されたときは、引き続き在職したものとみなし、退職手当は支給しない。任期満了の日以前又はその翌日において役職を異にする役員に任命されたときも、同様とする。

(役員と兵庫県職員との間における退職手当の特例)

第6条 兵庫県職員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、退職手当の支給を受けないで、引き続いて役員となるため退職（職員の定年等に関する条例（昭和59年兵庫県条例第15号）に規定する退職を除く。）し、かつ、引き続いて役員となった場合におけるその者の役員としての引き続いた在職期間には、その者の兵庫県職員としての引き続いた在職期間を含むものとする。

2 第1項の規定に該当する役員が退職し、かつ、引き続き兵庫県職員となった場合においては、第2条第1項の規定にかかわらず、この規程による退職手当は支給しない。

3 第1項の規定に該当する役員が退職した場合（前項の規定に該当する退職の場合を除く。）における退職手当の額については、第3条の規定にかかわらず、次の第1号に定める額に第2号に定める額を加えた額とする。

(1) 役員の期間を基礎として、第3条及び第4条の規定により計算した退職手当の額

(2) 兵庫県職員を退職したときに職員の退職手当に関する条例（昭和37年兵庫県条例第50号。以下「退職手当条例」という。）第16条第5項の規定の適用がなかったとした場合に退職手当条例の規定により支給されるべき退職手当の額に相当する額

(役員と教職員及び副学長との間における退職手当の特例)

第7条 役員が、引き続いて教職員又は副学長（理事である副学長を除く。以下「副学長」という。）となった場合は、この規程による退職手当は支給しない。ただし、第6項又は第8項に該当する場合を除く。

2 教職員が引き続き役員となった場合、教職員の期間及び教職員退職手当規程により教職員としての引き続いた在職期間とみなされる期間（以下「教職員としての在職期間」という。）は、役員としての引き続いた在職期間とみなす。

3 副学長（兵庫県公立大学法人副学長退職手当規程（平成28年法人規程第5号。以下「副学長退職手当規程」という。）第5条第2項の規定に該当する場合を含む。）が引き続き役員となった場合の副学長の在職期間は、役員としての引き続いた在職期間とみなす。

4 第2項の規定に該当する役員が退職した場合における退職手当の額については、第3条の規定にかかわらず、次の第1号に定める額に第2号に定める額を加えた額とする。

(1) 役員の期間を基礎として、第3条及び第4条の規定により計算した退職手当の額

(2) 役員としての引き続いた在職期間とみなされる期間（前号の期間を除く。）を基礎として、その期間の最後に退職をしたときに教職員退職手当規程第18条第1項の規定の適用がなかったとした場合に教職員退職手当規程により計算した退職手当の額

- 5 第3項の規定に該当する副学長から引き続き役員になった者が退職した場合における退職手当の額は、次の第1号に定める額に第2号に定める額を加えた額とする。
 - (1) 副学長及び役員の期間を通算した期間を基礎として、その期間の最後に退職したときに第3条及び第4条の規定により計算した退職手当の額
 - (2) 教職員としての在職期間を基礎として、教職員退職手当規程第18条第1項の規定の適用がなかったとした場合に教職員退職手当規程により計算した退職手当の額
- 6 副学長退職手当規程第5条第5項の規定に該当する副学長から引き続いて役員になった者が退職した場合における退職手当の額は、次の第1号に定める額に第2号に定める額を加えた額とする。
 - (1) 役員と副学長の期間を通算した期間を基礎として、その期間の最後に退職したときに第3条及び第4条の規定により計算した退職手当の額
 - (2) 教職員としての在職期間を基礎として、教職員退職手当規程第18条第1項の規定の適用がなかったとした場合に教職員退職手当規程により計算した退職手当の額
- 7 教職員退職手当規程第18条第3項の規定に該当する教職員から引き続き役員になった者が退職した場合における退職手当の額は、次の第1号に定める額に第2号に定める額を加えた額とする。
 - (1) 副学長及び役員の期間を通算した期間を基礎として、その期間の最後に退職したときに第3条及び第4条の規定により計算した退職手当の額
 - (2) 先の教職員としての在職期間と後の教職員としての在職期間を通算した期間を基礎として、その期間の最後に退職をしたときに教職員退職手当規程第18条第1項の規定の適用がなかったとした場合に教職員退職手当規程により計算した退職手当の額
- 8 教職員退職手当規程第18条第4項の規定に該当する教職員から引き続き役員になった者が退職した場合における退職手当の額は、次の第1号に定める額に第2号に定める額を加えた額とする。
 - (1) 役員の期間を通算した期間を基礎として、その期間の最後に退職したときに第3条及び第4条の規定により計算した退職手当の額
 - (2) 先の教職員としての在職期間と後の教職員としての在職期間を通算した期間を基礎として、その期間の最後に退職をしたときに教職員退職手当規程第18条第1項の規定の適用がなかったとした場合に教職員退職手当規程により計算した退職手当の額
- 9 第4項から前項の規定に該当する者が、教職員としての在職期間にかかる教職員退職手当規程の規定による退職手当の支払いを受けている場合は、第4項から前項の規定は適用しない。
- 10 第4項から第8項の規定に該当しない場合で、退職手当を支給する必要が生じた場合の退職手当の額は、第1項から第8項の規定を準拠するものとし、理事会の議決を

経て理事長が定める。

(遺族の範囲及び順位)

第8条 教職員退職手当規程第3条の規定は、第2条第1項に規定する遺族の範囲及び順位について準用する。この場合において、これらの規定中「教職員」とあるのは、「役員」と読み替えるものとする。

(退職手当の支給制限等)

第9条 退職手当の支給制限、支給の一時差止め及び返納については、教職員退職手当規程第20条から第27条までの規定の例による。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

(設立日の前日に学長等であった者の特例)

2 設立日の前日に兵庫県立大学の学長または副学長の職にあり、設立日に理事長または理事に就任した者の退職手当の額は、第3条の規定にかかわらず、第4条に規定する在職期間に兵庫県職員としての引き続いた在職期間を加えた期間及び役員の退職の日におけるその者の給料月額を基礎として、公立学校職員等の退職手当に関する条例（昭和37年兵庫県条例第51号。以下「学校職員退職条例」という。）第2条の4の規定により計算した額とする。この場合において、第4条に規定する在職期間にかかる退職手当の調整額は、理事長を第1号区分、理事を第2号区分として学校職員退職条例第7条の3の規定を適用して計算した額とする。

附 則（平成28年2月3日改正）

(施行期日)

この規程は、平成28年2月3日から施行する。

附 則（令和3年3月31日改正）

(施行期日)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。